

児童福祉施設等に関する身元保証人確保対策事業

利用の手引

1	身元保証人確保対策事業のポイント	1
2	事業の対象	2
3	保証の範囲・期間・限度額等	3
4	加入申し込み手続き	4
5	事故発生時の対応・手続き	8
6	身元保証人確保対策事業 Q & A	10
7	関係様式	15
8	身元保証人確保対策事業に関する内規等	19

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

身元保証人確保対策事業のポイント

- (1) 施設等を利用または退所した子どもや女性の社会的自立を支援する事業です。

身元保証人確保対策事業は、児童養護施設や婦人保護施設などに入所中または退所した子どもや女性(以下、「子ども等」といいます。)が就職に際して、また住宅を賃借する際に親等による保証人が得られにくく、就職やアパートの賃借が困難になる場合があることから、施設長等が保証人となった場合に利用していただくことによって、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに賠償額のうち一定額を支払うものです。

これによって、施設長等が保証人を引き受ける場合のリスクを軽減し、必要な場合に保証人を引き受けやすくすることによって保証人を確保し、もって施設等を利用または退所した子ども等の社会的自立の促進に寄与することを目的としています。
- (2) この事業は、都道府県等が実施主体となり、保証料の2分の1を国と都道府県等が補助して行う公益的な事業です。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会(以下、「全社協」といいます。)は、国が定めた実施要綱に基づき、保証人となった施設長等の申し込みを受け、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに保証金を支払うなど、この事業の運営主体となります。

運営にあたり、全社協は「身元保証人確保対策事業運営委員会」を設置し、運営の効果的な推進と制度の諸課題を検討します。
- (3) 年度途中での申し込みも可能です。

就職や住宅の賃借は年度始めとは限りません。実態と必要をふまえ、年度途中からの申し込みもお受けします。
- (4) 保証料は国と都道府県等の補助です。

保証料は、国と都道府県等が負担するため、申し込み者(保証人)の保証料負担はありません。
- (5) 申し込みにあたっては、措置委託元の都道府県・市・福祉事務所設置町村行政にご相談ください。

本事業への申し込みは、措置委託元の都道府県・市・福祉事務所設置町村行政(以下、「都道府県等」といいます。)を通じて行います。保証料も措置委託元の行政と国が負担しますので、申し込みにあたっては当該行政とご相談ください。

事業の対象

(1) 事業の対象となる施設等

この事業の対象となる施設等は次のとおりです。

児童養護施設	情緒障害児短期治療施設
児童自立支援施設	自立援助ホーム
母子生活支援施設	婦人保護施設
里親	児童相談所一時保護所
婦人相談所一時保護所	

(2) 事業の対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人(施設長等が保証をする子ども等)は、対象施設に入所中または退所後6か月以内の方で、かつ次のいずれかの要件を満たし、親族等に適当な保証人がいない方です。この場合の「退所」には、委託解除を含みます。

父母等が死亡または行方不明、逮捕拘留中となっている。

父母等に心身の障害がある。

父母等が経済的に困窮している。

虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、もしくは協力が得られない。

(3) 事業の対象となる保証人

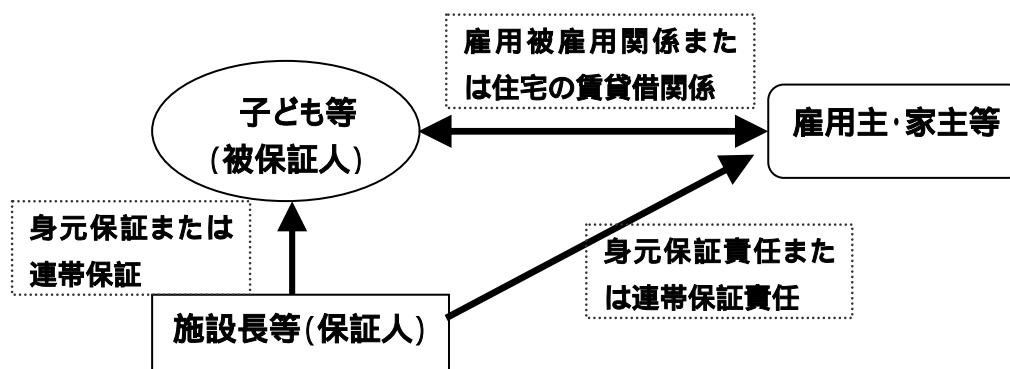
この事業の対象となる保証人は、次のとおりです。

児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設については施設長または設置主体(経営法人等)の代表者。

里親については、里親または措置をした児童相談所長。

児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所(いずれも社会福祉施設、NPO法人等に一時保護委託した場合を含みます。)については、児童相談所、婦人相談所の所長。

【参考】保証人、被保証人、雇用主・家主等の関係



保証の範囲・期間・限度額等

- (1) この事業が対象とする保証の範囲は次の2つです。

就職時の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたって、または自己の職務上の地位を利用して雇用主、またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して限度額の範囲で保証金をお支払いします。

居住を目的とする住宅等賃借時の連帯保証

賃貸住宅または賃貸施設(賃貸住宅等)に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し限度額の範囲で保証金をお支払いします。

- ア 家賃もしくは賃貸料および共益費(家賃等)の支払い
- イ 賃貸住宅等の修理または現状回復の費用の支払い
- ウ 賃貸借期間終了後の不法居住による賠償金の支払い
- エ 前各項目の債務の履行遅延による遅延利息の支払い

- (2) 保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりです。

ただし、加入月にかかわらず更新は当該年度末になります。これは、この事業の保証料が単年度の補助金で充てられるためです。

就職時の身元保証の期間は、1年毎の更新とし、最長3年間。

住宅等賃借時の連帯保証の期間は、1年毎の更新とし、最長3年間。

- (3) 補償限度額

この事業における契約1件あたりの保証限度額は、次のとおりです。

就職時の身元保証 200万円

住宅等賃借時の連帯保証 120万円または家賃等の6か月分のいずれか少ない額。

- (4) 通知義務

申込者(保証人)は、全社協が定める細則により、申込書記載事項に大幅な変更があったとき等の通知義務等を果たさなければなりません。正当な理由なくこれらの義務を履行しなかったとき等の場合には、その間に発生した損害に対して保証金を支払うことができない場合があります。詳しくは、細則(就職時の身元保証細則第7条:22ページ、住宅等賃借時の連帯保証細則第5条:25ページ)をご参照ください。

加入申し込み手続き

(1) 新規に申し込む場合に必要書類

加入申込書(別添)

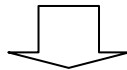
提出鑑文(15ページをコピーして使用)

添付書類

- ・身元保証の場合、身元保証書または身元保証契約書の写し
- ・連帯保証の場合、連帯保証書または連帯保証契約書の写し

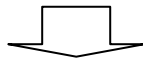
一般的に身元保証・連帯保証は、雇用主・貸主と保証人(施設長等個人)が交わす契約であり、身元保証人確保対策事業についても同じ取り扱いですが、当該施設や法人の事業と密接に関わるものです。したがって、申込みにあたっては、被保証人の意思を確認のうえ、施設や法人として組織的な確認・決裁等を経る手続きをとることが望ましいといえます。

「加入申込書(4枚綴)」に必要事項を記入のうえ、1枚を本人控えとし、残り3枚に提出鑑文と添付書類を添えて、措置委託元の都道府県等の身元保証人確保対策事業担当部・課に送付してください。



措置委託元の都道府県等が書類を確認の後、全社協に加入申込書を転送します。申込書を受けた全社協では審査を行い、保証承認後、措置委託元の都道府県等に保証決定等を通知します。措置委託元の都道府県等は、全社協に保証料を支払います(1/2は国庫補助)。

身元保証人となる方に、保証料等の負担はありません。



全社協は、措置委託元の都道府県等からの全社協への保証料の入金を確認後、保証人(申込者)あてに「保証書」をお送りします。

(保証開始時期について)

措置委託元の都道府県等から全社協に、毎月25日までに到着した加入申込書については、特段の確認事項等が発生しない限り、翌月1日から保証開始となります。

措置委託元の都道府県等における書類確認・手続き等により、保証開始時期が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 保証期間を更新する場合

保証期間は1年毎の更新となります(ただし、加入月にかかわらず更新は当該年度末のため、初年度の保証期間は3月までの残りの期間となります。)

したがって、保証の空白が生じないように、保証期間の終期の2か月前(1月末)に4月からの更新申請を行ってください。

【更新に必要な書類】

保証期間更新申込書(16ページ)

提出鑑文(15ページ)

添付書類

新規申込み時の添付書類に変更があった場合にのみ新しい保証書または保証契約書の写しを添付してください。

「保証期間更新申込書」に必要事項を記入のうえ、コピーをとり本人控えとして残したうえで、原本と提出鑑文を措置委託元の都道府県等の身元保証人確保対策事業担当部・課に送付してください。



措置委託元の都道府県等では「保証期間更新申込書」を確認の後、コピーをとり行政控えとして残したうえで、原本を全社協に転送します。

「保証期間更新申込書」を受けた全社協では審査、更新承認後、措置委託元の都道府県等に保証期間更新決定等を通知します。措置委託元の都道府県等は、全社協に更新保証料を支払います(1/2は国庫補助)。

身元保証人となる方に、更新保証料等の負担はありません。



全社協は、措置委託元の都道府県等からの全社協への更新保証料の入金を確認後、身元保証人(申込者)あてに「保証書」をお送りします。

(保証期間と更新について)

この事業における保証の期間は、1年毎の更新で最長3年間となっています。ただし、事業が単年度の補助金で運営される関係上、加入初年度の保証期間は、加入月から当該年度末までの期間となります。更新は、1年間ですので、2回目の更新は4月から翌年3月までとなり、3年目の更新は12か月から加入初年度の加入期間を除いた期間となります。

申し込み書類の作成と記入上の留意事項

【被保証人欄】「在籍施設名」は、法人名からフルネームで記入してください。「区分」には、次の表により、番号を記入してください。

番号	施設等の区分	番号	施設等の区分
1	児童養護施設	2	情緒障害児短期治療施設
3	児童自立支援施設	4	自立援助ホーム
5	母子生活支援施設	6	婦人保護施設
7	里親	8	児童相談所一時保護所
9	婦人相談所一時保護所		

【施設長等が身元保証人となる理由の欄】次の要件のうち、該当する申込書の番号で囲んでください。

番号	施設長等が身元保証人となる理由
1	父母等が死亡または行方不明、逮捕拘留中となっている。
2	父母等に心身の障害がある。
3	父母等が経済的に困窮している。
4	虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、もしくは協力が得られない。

添付書類

- ア. 身元保証の場合、身元保証書または身元保証契約書の写し
- イ. 連帯保証の場合、連帯保証書または連帯保証契約書の写し

提出

関係様式の「提出鑑文」(15ページ)をコピーして、所定の欄に記入され、加入申込書、添付書類を添えて、措置委託元の都道府県等に提出してください。その場合必ず加入申込書から1枚を本人控えとして取り、保管してください。

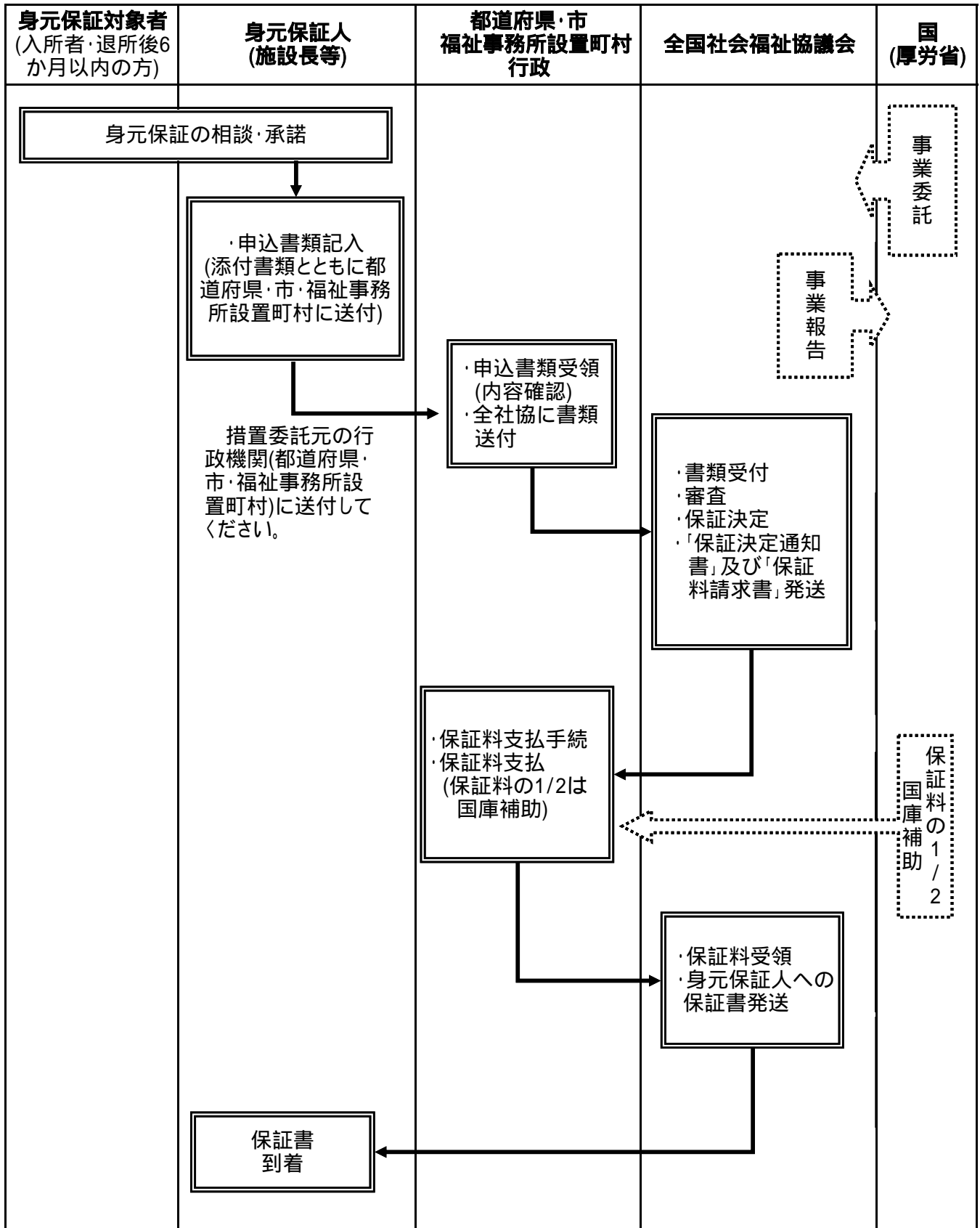
保証を解約する場合の留意事項

この事業による保証を解約する場合には、関係様式の「身元保証人確保対策事業 保証解約申出書」(18ページ)をコピーして、所定の欄に記入され、「提出鑑文」(15ページ)を添えて、措置委託元の都道府県等に送付してください。措置委託元の都道府県等では内容を確認の後、コピーをとり行政控えとして残したうえで、原本を全社協に転送します。

(個人情報の取り扱いについて)

加入申込書等により全社協が取得した個人情報については、身元保証人確保対策事業の実施に必要な限りにおいて利用します。データ管理等を第3者に委託する場合には、受託者が個人データを適正に保護するよう契約条項に明記する等必要な措置を講じるものとします。

加入までのフローチャート



事故発生時の対応・手続き

(1) 事故の報告

被保証人の不誠実行為または損害の発生(これを「事故」といいます。)を知ったときは、その時点から48時間以内に事故発生通知書により全社協に通知していただきます。

関係様式の「事故発生通知書」(17ページ)をコピーし、所要事項を記入のうえ、取り急ぎFAXで全社協児童福祉部宛送信してください(FAX.03-3581-6509)。全社協は、この通知を受け、必要に応じて損害調査の照会や保証金請求書様式の送付などを行います。

(2) 保証金の請求

保証人が損害賠償や債務弁済を行った場合、全社協に保証金請求書類を提出していただきます。保証金請求書の様式は、全社協より送付します。請求書に次に掲げる必要書類を添付していただきますが、事故の内容等によって書類の有無等が異なる場合がありますので、相談・確認のうえで作成・提出することになります。

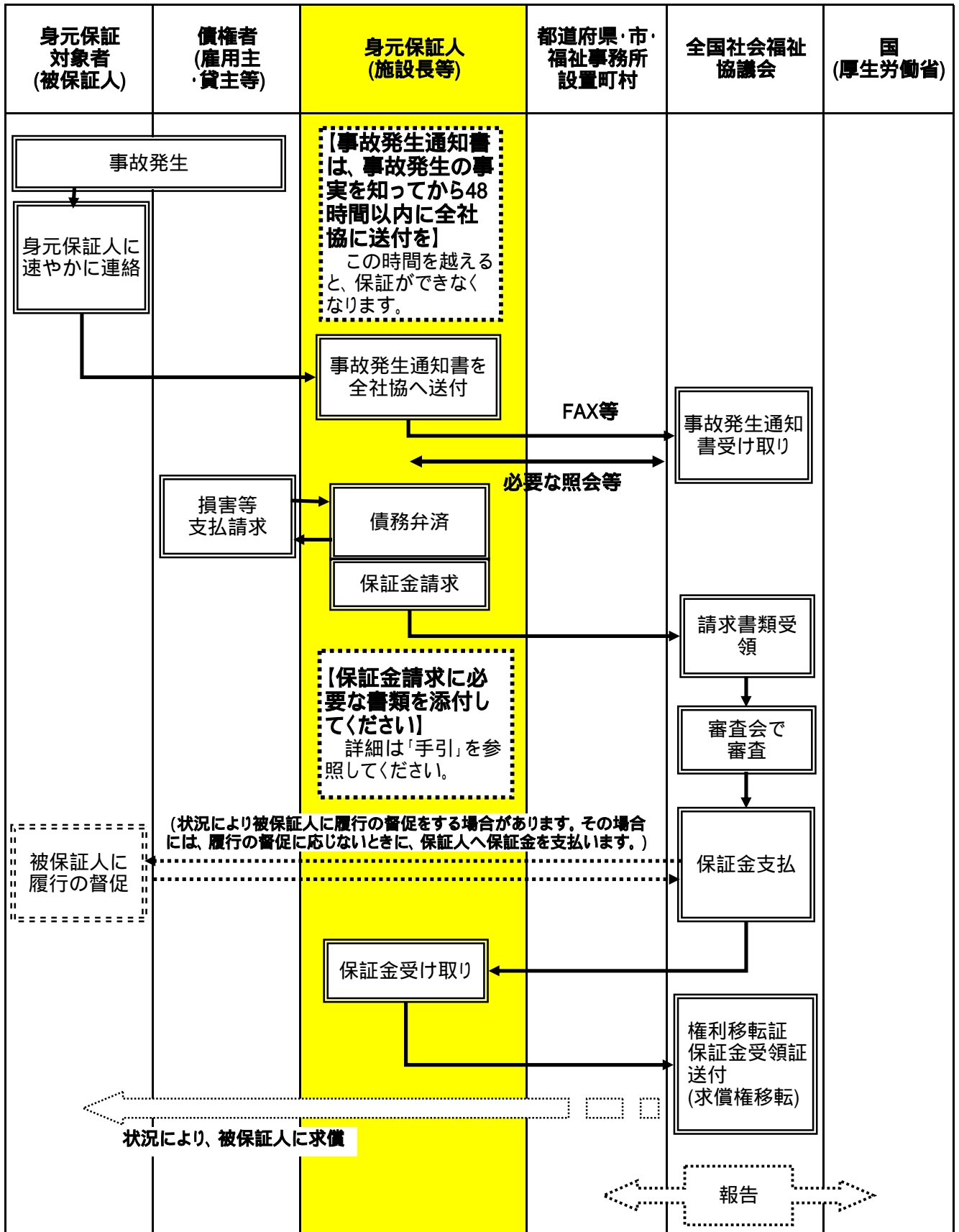
必要書類	就職時の身元保証	住宅等賃借時の連帯保証
1. 保証金請求書		
2. 身元保証契約書(写)		-
3. 連帯保証書(写)	-	
4. 労働契約書(写)		-
5. 賃貸借等契約書(写)	-	
6. 債務の計算明細書		
7. 債務の内訳が分かる書類		
8. 保証人の債務履行(弁済)が確認できる書類		
9. 損害防止軽減費用の内訳が確認できる書類(細則を参照)		
10. その他本会が求める書類		
権利移転証		
保証金受領証		

は、全社協より保証金が支払われた後の手続きとなります。

(3) 保証金の支払い

上記手続きがされた後、全社協の審査会において審査し、不備がなければ保証金をお支払いします。

事故発生時のフローチャート



身元保証人確保対策事業 Q & A

保証対象者について

Q1. 保証対象者(被保証人)について、年齢・性別等の制限はありますか。

A1. ありません。

Q2. 対象施設は、限定されますか。

A2. 次の9施設等に限定されます。

(対象施設)

児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設
自立援助ホーム	母子生活支援施設	婦人保護施設
里親	児童相談所一時保護所	婦人相談所一時保護所

Q3. 対象施設に入所している者又は退所後6か月以内の者とありますが、1日でも遅れた場合、この制度に加入することはできないのですか。

A3. 原則できません。しかしながら特段の事情によりやむを得ないと身元保証審査会が判断した場合には、この限りではありません。

Q4. 身元保証人となり得る親はいるものの、親が保証人となることを拒否したため、やむなく施設長が身元保証人となる場合もこの制度に加入できますか。

A4. 身元保証人確保対策事業運営内規第4条に規定する要件のいずれかを満たす場合は加入できます。

父母等が死亡または行方不明、逮捕拘留中となっている。

父母等に心身の障害がある。

父母等が経済的に困窮している。

虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、もしくは協力が得られない。

Q5. 母子生活支援施設等で退所時に母と子が別れて住宅等を確保する場合、それぞれの住居にかかわる身元保証に加入できますか。

A5. 加入できます。

保証人について

Q 6 . 身元保証人について、年齢、その他の条件はありますか。

A 6 . ありません。

Q 7 . 身元保証人は、施設の場合、施設長でなければならないのですか。

A 7 . 保証人は次に掲げる方となります。

児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設については施設長又は設置(経営)主体の代表者。

里親については、里親又は措置をした児童相談所長。

児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所(いずれも一時保護委託を含む。)については、児童相談所、婦人相談所の所長。

しかしながら特段の事情によりやむを得ないと身元保証審査会が判断した場合にはこの限りではありません。

Q 8 . 身元保証人である施設長等が退職または転勤した場合にはどうなりますか。

A 8 . 就職先や家主に対する保証は、施設長等個人が行うこととなります。よって、施設長等が退職または転勤した場合でも保証人としての責任は継続されますので、当該制度においてもそのまま継続されます。

なお、新たに就任した施設長等がかわって身元保証人となる場合は、いったん解約し、新たに就任した施設長等が改めて加入申込みを行うこととなります。

Q 9 . 今般、就職時の身元保証を考えていますが、どのような場合に責任を負いますか。

A 9 . 身元保証人の責任は身元保証契約に基づき、雇われている人(被用者)が雇い主(使用者)に損害を与えた場合に法的な責任を負います。

Q 10 . 一般的に就職時の身元保証の期間はありますか。

A 10 . 「身元保証に関する法律」によると、保証期間を定めていない場合には3年間で、保証期間を定めている場合でも、保証期間が5年を超える場合には5年間に短縮されます。この制度では、1年毎の更新で最長3年間の保証としています。

保証内容について

Q 11 . この制度では何年間保証されますか。

A 11 . 身元保証、連帯保証とも1年ごとの更新で最長3年間保証します。この場合、1年ごとに更新の手続きが必要となります。

Q 12 . 加入した場合、必ず更新しなければならないのですか。

A12. 更新の義務はありませんが、更新がされない場合、この制度による保証は消滅します。必要に応じて更新してください。

Q13. 保証金が支払われる場合において、自己負担額(免責金額)はありますか。

A13. 免責金額はありませんが、この制度における保証金の限度額(就職時の身元保証:200万円、住宅等賃借時の連帯保証:120万円)を超過する部分は自己負担となります。

Q14. 過去に保証人となっており、債務の返済を迫られていますが、この制度に加入すれば、支払いの対象になりますか。

A14. 加入申込時点ですでに事故が発生している場合には、この制度の対象となりません。

Q15. 住宅等住居の賃借時の損害について、この制度ではどのような費用が保証されますか。

A15. 賃貸住宅等に関し、被保証人との間で締結された賃借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金をお支払いします。

家賃・賃貸料、駐車場代および共益費(以下「家賃等」といいます。)の支払い 賃貸住宅等の修理または原状回復の費用の支払い 賃貸借期間終了後の不法住居による賠償金の支払い その他上記 ~ の債務の履行遅延による遅延利息の支払い
--

Q16. 住宅等住居の賃借時の保証限度額は、120万円となっていますが、月額家賃の制限等がありますか。

A16. 月額家賃の制限はありません。A15 での ~ の合計額に対し、保証1件あたり120万円または家賃等の6か月分のいずれか少ない額を限度として保証します。

Q17. 被保証人の火の不始末で住宅が燃えてしまいました。大家さんから損害賠償を求められていますが、この制度で保証できますか。

A17. 失火により隣近所に損害を与えた場合の火元の責任は、故意または重大な過失による失火でない限り、「失火の責任に関する法律」によって免除されます。

しかし、家主に対する関係においては、失火の責任は免除されても、借家人には賃貸契約に基づく修理または原状回復の義務がありますので、この不履行により、連帯保証人が損害を被った場合はこの制度の対象となります。保証限度額は120万

円または家賃等の6か月分のいずれか少ない額となります。

Q18. 被保証人が住宅の風呂の水を止め忘れ、階下の住宅の家財を汚損し、階下の住人から直接賠償を求められましたが、この制度で対象となりますか。

A18. この制度では、貸主と被保証人との間で締結された賃貸契約に基づき、貸主に対して負担する債務を保証するものです。よって、貸主以外の第3者から求められた賠償責任を保証するものではありませんので、このような事故は対象外となります。

Q19. 住宅の賃借はなく、駐車場のみ借りた場合もこの制度に加入できますか。

A19. 駐車場のみの場合は、この制度に加入できません。必ず住宅の賃借とセットとなります。

Q20. 保証人は全社協から保証金を受け取った後、被保証人に対し求償ができますか。

A20. 全社協は、保証人に支払った金額の限度内で、保証人がその損害について被保証人に対して有する権利を取得します。これを求償権移転といいます(9ページのフローチャートを参照)。したがって、保証人は支払いを受けた金額についての求償はできません。また、全社協は取得した求償権を行使するかどうかは、状況によって個別に判断します。

Q21. 保証金は、全社協から直接、貸主または就職先企業へ支払われるのですか。

A21. この制度は、あくまでも保証契約に基づき、保証人が負った債務の一部をバックアップするものです。よって、事故があった場合の保証金は、全社協より保証人に対してお支払します。

加入等事務手続きについて

Q22. 就職時の身元保証と住宅等賃借時の連帯保証は、セットで加入しなければならないのですか。

A22. それぞれ個別に加入できますので、必要に応じ選択して加入してください。

Q23. 被保証人が会社を退職した場合、この制度との関係はどうなりますか。

A23. 被保証人が退職した時点で、雇用主と保証人との身元保証契約は消滅しますので、この制度の対象外となります。その場合には直ちに全社協に解約申出書にて解約を連絡してください。

Q24. この制度に加入しましたが、途中でやめる(解約する)こともできますか。

A24. できます。1か月を単位としての契約ですので、途中解約の場合は、直ちに全社協へ解約申出書にて申し出てください。

Q25. 審査の結果、この制度に加入できない場合もありますか。

A25. 全社協に設置する審査会で審査・決定します。その結果加入できない場合もあります。その場合には、個別に理由を連絡します。

Q26. この制度への加入決定について、全社協から雇用主または貸主へ直接通知がされることがありますか。

A26. この制度は、保証人と全社協とが交わすものですから、雇用主または貸主へ保証決定通知を送付することはありません。保証決定通知書は、加入申込をした行政を経由して保証人に送付します。

その他

Q27. 進学時の保証人を依頼されましたが、この制度で対応できますか。

A27. この制度では、進学時の保証は対象としておりません。

Q28. 保証人が制度に加入するにあたり、保証料を負担しなければならない場合がありますか。

A28. この制度は国の施策に基づき実施されるものであり、国と都道府県等が保証料を一定の負担率で支払いますので、身元保証人の自己負担はありません。

年 月 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 御中

下記により、身元保証人確保対策事業について(加入・保証期間更新・保証解約)を申し込みます。

記

1 提出書類

(1) 加入・保証期間更新・保証解約 申込書

身元保証契約 連帯保証契約

(2) 添付書類

身元保証契約の場合 身元保証書 または身元保証契約書の写し

連帯保証契約の場合 連帯保証書 または連帯保証契約書の写し

(更新の場合は、新規申込時の添付書類に変更があった場合にのみ該当。
解約の場合は添付不要。)

2 申込者(保証人)

氏名		TEL	
現住所	〒 -		
所属		TEL	
所在地		FAX	
役職名			

提出する区分(加入・更新・解約)を で囲み、添付書類の該当欄()
にチェック(レ)を記入してください。

(当該自治体におかれましては、コピーをとり、控えを保存してください。)

身元保証人確保対策事業(連帯保証)加入申込書

今般、下記の通り住居を賃借することが決定しましたので、裏面の個人情報の取扱いに関する説明事項を承諾のうえ、身元保証人確保対策事業への加入を申し込みます。

保証人	フリガナ 氏名	-----		連絡先	()
	現住所	〒 -			
	所属		役職名		
被保証人	フリガナ 氏名	-----		生年月日	年 月 日生 歳
	現住所	〒 -			
	在籍施設名	区分	退所(予定)日	年 月 日	
	施設所在地				
貸主	フリガナ 貸主名	-----		TEL	()
	貸主住所	〒 -			
賃借状況	物件所在地	〒 -			
	連帯保証期間	年 月 日から 年 月 日まで(年 月間)			
	入居年月日	年 月 日			

施設長等が身元保証人となる理由(該当するものを○で囲む。複数選択あり。)	1	2	3	4
--------------------------------------	---	---	---	---

申請日: 年 月 日

保証人: 住所

氏名

Ⓜ

被保証人: 住所

氏名

Ⓜ

行政記入欄	行政名		整理番号	
	受付日	年 月 日		
全社協記入欄	受付日	年 月 日	整理番号	
	決定日	年 月 日		

身元保証人確保対策事業 保証期間更新申込書

今般、下記被保証人に関わる(身元保証・連帯保証)契約につき、下記の通り保証期間の更新を申し込みます。

保証人	フリガナ		連絡先	()		
	氏名					
	現住所		〒 -			
被保証人	フリガナ		生年月日	年 月 日生 歳		
	氏名		連絡先	()		
	現住所		〒 -			
	在籍施設名		区分	退所(予定)日	年 月 日	
	施設所在地					
その他参考事項						

< 保証内容 >

就職時の身元保証

決定番号	第 号						
現在の保証期間	年	月	日から	年	月	日まで	か月間
更新申込期間	年	月	日から	年	月	日まで	か月間

住宅等賃借時の連帯保証

決定番号	第 号						
現在の保証期間	年	月	日から	年	月	日まで	か月間
更新申込期間	年	月	日から	年	月	日まで	か月間

行政記入欄	行政名				整理番号	
	決定日	年	月	日		

全社協記入欄	受付日	年	月	日	整理番号	
	決定日	年	月	日		

身元保証人確保対策事業 事故発生通知書

【通知者】

事 故 通知日	年 月 日 () 時 分		
氏 名		連絡先	() -
被保証人との関係	<input type="checkbox"/> 保証人 ・ <input type="checkbox"/> その他 []		

【被保証人】

氏 名	フリガナ	性 別	<input type="radio"/> 男 ・ <input type="radio"/> 女
		生年月日	年 月 日
住 所	〒 -	連絡先	() -
保証期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	初回加入日	平成 年 月 日

【事故概要】

区分	<input type="checkbox"/> 就職時の身元保証 ・ <input type="checkbox"/> 住宅賃借時の連帯保証	事故発生日	平成 年 月 日 時 分頃
事故場所			
事故状況			

【保証金請求書送付先】

〒 -	
----------	--

【その他連絡事項】

--	--

全社協 使用欄	受付日	受付者
	年 月 日	
	NO.	備考

年 月 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 御中

身元保証人確保対策事業 保証解約申出書

今般、下記被保証人に関わる(身元保証・連帯保証)契約につき、保証の解約を申出ます。

保証人	フリガナ			連絡先	()
	氏名				
	現住所	〒 -			
	所属			役職名	
被保証人	フリガナ			生年月日	年 月 日生 歳
	氏名			連絡先	()
	現住所	〒 -			
	在籍施設名		区分	退所日	年 月 日
	施設所在地				
解約理由					

< 解約する保証内容 >

就職時の身元保証

決定番号	第 号				
現在の保証期間	年 月 日から	年 月 日まで	間		
解約日	年 月 日				

住宅等賃借時の連帯保証

決定番号	第 号				
現在の保証期間	年 月 日から	年 月 日まで	間		
解約日	年 月 日				

行政記入欄	行政名			整理番号	
	承認日	年 月 日			

全社協記入欄	受付日	年 月 日		整理番号	
	承認日	年 月 日			
	返戻保証料			備考	
	振込日	年 月 日			

身元保証人確保対策事業に関する内規等

1 身元保証人確保対策事業運営内規

(運営内規の根拠)

第1条 「身元保証人確保対策事業の実施について」(平成19年4月23日付・雇児発第0423005号・都道府県知事・指定都市市長・中核市市長・児童相談所設置市市長宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人 全国社会福祉協議会(以下、「全社協」という。)が身元保証人確保対策事業を運営するため、この運営内規を定める。

(事業・目的)

第2条 身元保証人確保対策事業は、児童養護施設や婦人保護施設等(以下、「対象施設」という。)に入所中又は退所した子どもや女性等(以下「子ども等」という。)や、里親に委託中又は委託解除後の子ども等が就職や住宅等を賃借する際に、第5条で定める対象保証人が就職時の身元保証または住宅等賃借時の連帯保証を行った場合において、損害賠償又は債務弁済の義務が生じたときに当該賠償額の一定額を支払う事業とする。

もって、身元保証人を確保し、子ども等の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

(対象施設)

第3条 この事業における対象施設とは次の施設をいう。

- (1) 児童養護施設
- (2) 情緒障害児短期治療施設
- (3) 児童自立支援施設
- (4) 自立援助ホーム
- (5) 母子生活支援施設
- (6) 婦人保護施設
- (7) 里親
- (8) 児童相談所一時保護所
- (9) 婦人相談所一時保護所

(対象被保証人)

第4条 この事業において対象となる被保証人は、原則、対象施設に入所中又は退所後(委託解除を含む。)6か月以内の者であり、かつ次のいずれかの要件を満たし他に適当な保証人がいない者とする。

- (1) 父母等が死亡または行方不明、逮捕拘留中となっている。
- (2) 父母等に心身の障害がある。
- (3) 父母等が経済的に困窮している。
- (4) 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、もし

くは協力が得られない。

(対象保証人)

第5条 この事業において対象となる保証人は、原則、次に掲げる者とする。

- (1) 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設については施設長又は設置(経営)主体の代表者とする。
- (2) 里親については、里親又は措置をした児童相談所長とする。
- (3) 児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所(いずれも一時保護委託を含む。)については、児童相談所、婦人相談所の所長とする。

(保証範囲)

第6条 この事業における保証範囲は次のとおりとし、詳細は別に定める。

- (1) 就職時の身元保証
- (2) 居住を目的とする住宅等賃借時の連帯保証

(保証期間)

第7条 この事業における保証期間は、次のとおりとする。

- (1) 就職時の身元保証の期間は、1年毎の更新とし、最長3年間とする。
- (2) 住宅等賃借時の連帯保証の期間は、1年毎の更新とし、最長3年間とする。

(保証限度額)

第8条 この事業における1件あたりの保証限度額は、次のとおりとする。

- (1) 就職時の身元保証 200万円
- (2) 住宅等賃借時の連帯保証 120万円または家賃等の6か月分のいずれか少ない額。なお、家賃等とは家賃もしくは賃貸料及び共益費とする。

(求償権)

第9条 全社協が保証人に対して保証金を支払ったとき又は支払いを求められたときは、その保証金額の限度において被保証人に対し求償権を有するものとする。

ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。

- (1) 被保証人が死亡したとき。
- (2) 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
- (3) 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。

(身元保証人確保対策事業運営委員会)

第10条 この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員は全社協会長が委嘱する。
- 3 運営に関する内規は別に定める。

(身元保証審査会)

第11条 委員会に身元保証審査会(以下「審査会」という。)を設置し、必要に応じて加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審査、決定等を行う。

2 審査会運営に関する内規は別に定める。

(事務局)

第12条 この事業の事務局は全社協児童福祉部とする。

(経費)

第13条 この事業の実施に係る経費負担は、保証料については、国並びに都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の補助金、委員会開催等に係る事務費については全社協一般会計によるものとする。

(その他)

第14条 この運営内規に定めるものの他、この事業の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1.この運営内規は平成19年7月1日から施行する。

2 身元保証人確保対策事業 就職時の身元保証細則

(保証金を支払う場合)

第1条 社会福祉法人 全国社会福祉協議会(以下、「本会」といいます。)は、被保証人が雇用主のためにその事務を処理するに当たりまたは自己の職務上の地位を利用して、雇用主またはその他の者に対して不誠実行為を保証期間中に行ったことにより、保証人が、保証人の雇用主に対して負う債務を身元保証契約(以下「主契約」といいます。)に基づき負担することにより被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、この細則に従い保証金を支払います。

(責任の始期および終期)

第2条 本会の保証責任は、保証期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

2.本会が保証金を支払ったときのほか、次の各号に該当するときは、本会の保証債務は消滅します。

(1) 本会が、保証期間の末日の翌日から起算して1か年を経過した日までに保証人から第10条第1項に定める書面により保証金支払の請求を受けなかった場合は、本会の保証責任は終了するものとします

(2) 被保証人が被保証人の地位を失ったとき

(保証金を支払わない場合 - その)

第3条 本会は、次の各号の損害に対しては保証金を支払いません。

(1) 保証人もしくは雇用主またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害

(2) 法令に違反した行為によって雇用主が取得した財産について生じた損害

(3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(この細則においては群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に基づく秩序の混乱または労働争議に乗じた不誠実行為による損害

(4) 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害

(5) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)または核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害

(保証金を支払わない場合 - その)

第4条 本会は、雇用主が、この保証契約の失効・解除または保証期間満了後1か年間以降に発見し

た不誠実行為による損害に対しては保証金を支払いません。

(被保証人の地位)

第5条 雇用主と被保証人との雇用関係が消滅したときは、その時にその被保証人は被保証人の地位を失います。

2. 保証人が、保証期間中に被保証人の不誠実行為を知ったときは、雇用主と被保証人との雇用関係が存続する場合であっても、その時にその被保証人は被保証人の地位を失います。
3. 本会は、前項の規定により被保証人の地位を失った者が、その時以降行いまたは加担した不誠実行為による損害に対しては保証金を支払いません。もし、すでに保証金を支払っているときは、その返還を請求することができます。

(支払限度額)

第6条 本会が支払うべき保証金の額は、200万円を限度とします。

2. 同一被保証人が行いまたは加担した不誠実行為が、この保証契約とこの保証契約が引継いだ前保証契約の保証期間のそれぞれにおいて行われたときにおいても、本会が支払うべき保証金の額は、200万円を限度とします。
3. 保証人が損害額を証明することができない場合は、不明確な部分については、本会は、保証金を支払いません。

(通知義務)

第7条 保証契約締結後、次の事実が発生した場合には、被保証人または保証人は、遅滞なく書面をもってこれを本会に通知しなければなりません。

- (1) この保証契約と一部または全部について支払責任を同じくする保証契約(以下「重複保証契約」といいます。)を締結しようとするとき、または重複保証契約が他にあることを知ったとき
 - (2) 前号のほか、保証契約申込書記載事項に重要な変更を加えようとするとき、または重要な変更が生じたことを知ったとき
2. 本会は、被保証人または保証人が正当な理由なく前項の義務を履行しないときは、その間に行われた不誠実行為によるいかなる損害に対しても、保証金を支払いません。ただし、前項第2号の事実が発生した場合において、本会の負担する危険が増大しないと本会が認めたときは、この限りではありません。

(無効)

第8条 保証契約締結の当時、次の事由があったときは、この保証契約は無効とします。

- (1) 保証契約に関し、保証人またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったとき
- (2) 保証人が、すでに第1条(保証金を支払う場合)の不誠実行為が行われまたはその準備行為がなされていたことを知っていたとき

(解除)

第9条 本会は、次の場合には、書面による通知をもってこの保証契約をただちに解除することができます。

- (1) 第7条(通知義務)第1項第1号の通知があったとき
 - (2) 第7条(通知義務)第1項第2号の通知があった場合において、本会の負担する危険が増大したと認めたとき
 - (3) 保証人またはこれらの者の代理人が、詐欺の目的をもって第10条(損害発生後の義務等)第1項第2号の説明もしくは証明または第11条(保証金の請求)の書類に不正の表示をしたとき
2. 保証人は、本会に対する書面による通知をもって、この保証契約を解除することができます。
3. 前2項の解除は、将来に向ってのみその効力を生じます。
4. 第1項第1号または第2号の事由に基づく本会の解除権は、その通知の受領後30日以内に行使しなければ消滅します。

(損害発生後の義務等)

第 10 条 不誠実行為または損害の発生の事実を知ったときは、保証人またはこれらの者の代理人は、次の事項を履行しなければなりません。

- (1) 不誠実行為または損害の発生の事実を知った時から 48 時間以内に書面で、これを本会に通知すること
 - (2) 本会から説明または証明を要求した事項については、遅滞なく、かつ、誠実にその説明または証明をすること
 - (3) 被害の事実または損害の額を確認するために、本会が行う検査に対して便宜を与えること
 - (4) 損害の防止軽減に努めること
 - (5) 被保証人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の行使または保全について必要な手続をすること
 - (6) 本会の書面による承認を得ないで、被保証人と示談をし、または雇用主に対して主契約に基づく金銭債務の全部または一部の承認をしないこと
2. 正当な理由がなく前項各号に違反したときは、本会は、第 1 号ないし第 3 号の場合には、保証金を支払いません。第 4 号ないし第 6 号の場合には、防止軽減することができたと認められる金額、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる金額または本会が支払の責めのないものと認めた部分については、保証金を支払いません。

(保証金の請求)

第 11 条 保証人が、この保証契約によって保証金の支払いを受けようとするときは、主契約に基づく保証債務の履行の請求を受けた時から 30 日以内または本会が承認した猶予期間内に、保証金請求書および損害を証明する書類を本会に提出しなければなりません。

2. 保証人は、前項の書類のほか、本会が不誠実行為ならびに損害調査のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
3. 保証人が、前 2 項の書類中に故意に不実の記載をし、もしくは事実を隠したときまたは正当な理由がなく前 2 項の義務に違反したときは、本会は保証金を支払いません。

(損害額の決定)

第 12 条 損害の額は、損害の生じた地および時を基準としてこれを定めます。

2. 第 10 条(損害発生後の義務等)第 1 項第 4 号または第 5 号の場合において、本会は、保証人が本会の承認を得て支出した必要または有益な費用を負担します。
3. 本会は、保証人が被保証人に対して債務を有するときは、保証人が被保証人に対して有する債権総額に対する損害の額の割合によってその債務を按分し、これを損害の額から控除した残額を基礎として、その保証金支払額を決定します。
4. 保証人が不誠実行為日以降に回収した金額は、これを損害の額から控除します。

(損害額の証明)

第 13 条 保証人が損害の額を証明することができないときは、その不明瞭な部分に対しては、本会は保証金を支払いません。

(保証金の分担)

第 14 条 重複保証契約が他にある場合において、それぞれの保証契約について他の保証契約がないものとして算定した支払責任額の合計額が損害の額を超過するときは、本会は、この保証契約による支払責任額の前記合算額に対する割合によって保証金を支払います。

(評価人および裁定人)

第 15 条 本会が支払うべき保証金の額の決定について、本会と保証人との間に争いを生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各 1 名ずつの評価人の判断に任せます。もし、評価人の間に意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する 1 名の裁定人にこれを裁定させます。

2. 当事者の一方が書面で評価人を相手方に通知した後、14 日以内に相手方が評価人の選定をしないときは、当事者の一方が選定した評価人の判定に任せます。

3. 当事者は自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます。)は半額ずつ、これを負担します。

(保証金の支払時期)

第16条 本会は、第11条(保証金の請求)第1項および第2項の書類を受付けた日から60日以内に保証人に保証金を支払います。ただし、本会が、この期間内に必要な調査を終了することができない場合は、この限りではありません。

(代位権)

第17条 本会が保証金を支払ったときは、その支払った金額の限度内で、保証人がその損害について被保証人に対して有する権利を取得します。

2. 前項によって本会の代位すべき権利は、第14条(保証金の分担)によって本会が保証金を支払った場合には、この保証契約により支払った金額の各保証契約の保証金支払額の合算額に対する割合によります。

3. 保証人は、保証金の領収と同時に第1項または第2項の権利を行使するために必要な書類を本会に交付しなければなりません。

(譲渡および質入れの禁止)

第18条 保証人は、本会の承認を得ないで、保証金の支払請求権を譲渡または質入れすることはできません。

(管轄裁判所)

第19条 この保証契約に関する訴訟、和解および調停については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

(準拠法)

第20条 この細則に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

3 身元保証人確保対策事業 居住を目的とする住宅等賃借時の連帯保証細則

(保証金を支払う場合)

第1条 社会福祉法人 全国社会福祉協議会(以下、「本会」といいます。)は、被保証人と貸主の間で締結された賃貸住宅または賃貸施設(以下「賃貸住宅等」といいます。)にかかる賃貸借契約に基づき、連帯保証人である保証人が、被保証人の貸主に対して負う次の債務を負担することにより被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、この細則に従い保証金を支払います。

- (1) 家賃もしくは賃貸料および共益費(以下「家賃等」といいます。)の支払
- (2) 賃貸住宅等の修理または原状回復の費用の支払
- (3) 賃貸借期間終了後の不法居住による賠償金の支払
- (4) 前各号の債務の履行遅滞による遅延利息の支払

(責任の始期および終期)

第2条 本会の保証責任は、保証期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

2. 本会が保証金を支払ったときのほか、保証期間の末日の翌日から起算して1か年を経過した日までに保証人から第9条第1項に定める書面により保証金支払の請求を受けなかった場合は、本会の保証責任は終了するものとします

(保証金を支払わない場合)

第3条 本会は、次の各号の損害に対しては保証金を支払いません。

- (1) 保証人もしくは貸主またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(この細則においては群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区にお

いて著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に基づく秩序の混乱または労働争議によって生じた損害

(3) 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく秩序の混乱によって生じた損害

(4) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)または核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく秩序の混乱によって生じた損害

(5) 広汎な規模にわたり被保証人および保証人と貸主との間に家賃等の額に関する争いがある場合に、その争いによって生じた損害

(支払限度額)

第4条 本会が支払うべき損害の額は、被保証人が履行遅滞している第1条各号の債務の合計額(敷金等、貸主が被保証人に対して負担する債務であってこれと相殺できるものがあるときは、その額を差し引いた残額)とします。ただし、1被保証人についての保証金支払額は120万円または家賃等の6か月分のいずれか少ない額を限度とします。

2. 貸主が、第1条各号の債務の額の全部または一部につき、和解または調停によって債務の免除または債権の放棄をした場合は、その免除されたまたは放棄された額は、第1項の損害の額に含まれないものとします。

3. 保証人が損害額を証明することができない場合は、不明確な部分については、本会は、保証金を支払いません。

(通知義務)

第5条 保証契約締結後、次の事実が発生した場合には、被保証人または保証人は、遅滞なく書面をもってこれを本会に通知しなければなりません。

(1) この保証契約と一部または全部について支払責任を同じくする保証契約(以下「重複保証契約」といいます。)を締結しようとするとき、または重複保証契約が他にあることを知ったとき

(2) 賃貸住宅等に係る家賃等の額の変更を知ったとき

(3) 前号のほか、保証契約申込書記載事項に重要な変更を加えようとするとき、または重要な変更が生じたことを知ったとき

2. 本会は、被保証人または保証人が正当な理由なく前項の義務を履行しないときは、その間に発生したいかなる損害に対しても、保証金を支払いません。ただし、前項第2号の事実が発生した場合において、本会の負担する危険が増大しないと本会が認めたときは、この限りではありません。

(無効)

第6条 保証契約締結の当時、次の事由があったときは、この保証契約は無効とします。

(1) 保証契約に関し、保証人またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったとき

(2) 保証人が、すでに第1条(保証金を支払う場合)の債務が履行されていないことを知っていたとき

(解除)

第7条 本会は、次の場合には、書面による通知をもってこの保証契約をただちに解除することができます。

(1) 第5条(通知義務)第1項第1号の通知があったとき

(2) 第5条(通知義務)第1項第2号または第3号の通知があった場合において、本会の負担する危険が増大したと認めたとき

(3) 保証人またはこれらの者の代理人が、詐欺の目的をもって第9条(損害発生後の義務等)第1項第2号の説明もしくは証明または第12条(保証金の請求)の書類に不正の表示をしたとき

2. 保証人は、本会に対する書面による通知をもって、この保証契約を解除することができます。

3. 前2項の解除は、将来に向ってのみその効力を生じます。

4. 第1項第1号ないし第2号の事由に基づく本会の解除権は、その通知の受領後30日以内に行使しなければ消滅します。

(損害防止義務)

第8条 保証人は、第1条の債務の不履行を知ったときは、その他債務の履行の促進をはからなければなりません。

2. 保証人が、正当な理由がないのに前項のことを怠った場合は、本会は、保証金を支払いません。

3. 本会は、保証人が第1項のことについて要した費用を負担しません。

(損害発生後の義務等)

第9条 損害の発生的事实を知ったときは、保証人またはこれらの者の代理人は、次の事項を履行しなければなりません。

(1) 損害の発生的事实を知った時から48時間以内に書面で、これを本会に通知すること

(2) 本会から説明または証明を要求した事項については、遅滞なく、かつ、誠実にその説明または証明をすること

(3) 被害の事実または損害の額を確認するために、本会が行う検査に対して便宜を与えること

(4) 損害の防止軽減に努めること

(5) 被保証人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の行使または保全について必要な手続をすること

2. 正当な理由がなく前項各号に違反したときは、本会は、第1号ないし第3号の場合には、保証金を支払いません。第4号ないし第6号の場合には、防止軽減することができたと認められる金額、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる金額または本会が支払の責めのないものと認めた部分については、保証金を支払いません。

(事故発生の通知)

第10条 保証人は、前条各号の事情が生じた時以後遅滞なく、書面をもって事故発生の旨を本会に通知しなければなりません。

2. 保証人が、正当な理由がないのに前項の通知を怠ったときは、本会は、保証金を支払いません。

(債権の譲渡)

第11条 保証人が保証金の支払を受けた場合には、保証人は、その保証金の額を限度として、当該連帯保証に基づく保証人の債権を本会に譲渡しなければなりません。

2. 前項の規定によって本会が保証人の権利を取得する場合には、保証人は本会のために、当該権利の保全および行使につき、書類の交付その他必要な協力をしなければなりません。

(保証金の請求)

第12条 保証人が、この保証契約によって保証金の支払いを受けようとするときは、連帯保証に基づく保証債務の履行の請求を受けた時から30日以内または本会が承認した猶予期間内に、保証金請求書および損害を証明する書類を本会に提出しなければなりません。

2. 保証人は、前項の書類のほか、本会が損害調査のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

3. 保証人が、前2項の書類中に故意に不実の記載をし、もしくは事実を隠したときまたは正当な理由がなく前2項の義務に違反したときは、本会は保証金を支払いません。

(損害額の決定)

第13条 損害の額は、損害の生じた地および時を基準としてこれを定めます。

2. 第9条(損害発生後の義務等)第1項第4号または第5号の場合において、本会は、保証人が本会の承認を得て支出した必要または有益な費用を負担します。

3. 本会は、保証人が被保証人に対して債務を有するときは、保証人が被保証人に対して有する債権総額に対する損害の額の割合によってその債務を按分し、これを損害の額から控除した残額を基礎として、その保証金支払額を決定します。

4. 保証人が保証事故発生日以降に回収した金額は、これを損害の額から控除します。

(損害額の証明)

第14条 保証人が損害の額を証明することができないときは、その不明瞭な部分に対しては、本会は保証金を支払いません。

(損害の調査協力義務)

第 15 条 保証人は、本会の行う損害の調査について、必要な協力をしなければなりません。

2. 保証人が正当な理由がないのに前項の調査に協力しない場合は、本会は、保証金を支払いませ

ん。

(保証金の分担)

第 16 条 重複保証契約が他にある場合において、それぞれの保証契約について他の保証契約がないものとして算定した支払責任額の合計額が損害の額を超過するときは、本会は、この保証契約による支払責任額の前記合算額に対する割合によって保険金を支払います。

(保証金の支払時期)

第 17 条 本会は、第 12 条(保険金の請求)第 1 項および第 2 項の書類を受付けた日から 60 日以内に保証人に保証金を支払います。ただし、本会が、この期間内に必要な調査を終了することができない場合は、この限りではありません。

(評価人および裁定人)

第 18 条 本会が支払うべき保証金の額の決定について、本会と保証人との間に争いを生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各 1 名ずつの評価人の判断に任せます。もし、評価人の間に意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する 1 名の裁定人にこれを裁定させます。

2. 当事者の一方が書面で評価人を相手方に通知した後、14 日以内に相手方が評価人の選定をしないときは、当事者の一方が選定した評価人の判定に任せます。

3. 当事者は自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます。)は半額ずつ、これを負担します。

(譲渡および質入れの禁止)

第 19 条 保証人は、本会の承認を得ないで、保証金の支払請求権を譲渡または質入れすることはできません。

(管轄裁判所)

第 20 条 この保証契約に関する訴訟、和解および調停については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 21 条 この細則に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

問い合わせ先

**社会福祉法人 全国社会福祉協議会
児童福祉部 担当:宮崎、千葉**

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

Eメールアドレス mimotohosho@shakyo.or.jp